

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
2. 対象事業の名称及び種類
3. 対象事業の内容の概略
4. 環境に及ぼす影響の評価の結論
5. 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都下水道局
代表者：東京都公営企業管理者
下水道局長 松田 二郎
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表者：代表取締役社長 三ツ村 正規
所在地：東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

名 称：大成建設株式会社
代表者：代表取締役社長 山内 隆司
所在地：東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

名 称：ヒューリック株式会社
代表者：代表取締役社長 西浦 三郎
所在地：東京都中央区日本橋二丁目 5 番 13 号

名 称：東京都市開発株式会社
代表者：代表取締役社長 赤川 正和
所在地：東京都新宿区西新宿六丁目 6 番 2 号

1.2 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表者：代表取締役社長 三ツ村 正規
所在地：東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

2. 対象事業の名称及び種類

対象事業の名称：芝浦水再生センター再構築に伴う上部利用事業
対象事業の種類：高層建築物の新築

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、芝浦水再生センター再構築の一環として実施する下水道施設である雨天時貯留池の建設に併せて、その上部空間を利用し、「環境モデル都市」の核となる環境配慮型の業務・商業系ビルを合築することで、土地の有効利用を図るものである。

事業計画の概要は、表 3-1 に示すとおりである。

工事の完了後の施設運営については、雨天時貯留池は東京都下水道局、熱供給関連施設は熱供給事業者（運営事業者は、現在未定）、業務・商業系ビル（上部ビル）は民間事業者がそれぞれ行う予定である。

表 3-1 対象事業の内容の概略

項目	内容
計画地	東京都港区港南一丁目2番1号 (芝浦水再生センター敷地内)
敷地面積	約 49,500m ²
建築面積	約 8,900m ²
延床面積	約 199,900m ² (雨天時貯留池 ¹ は含まない)
建物最高高さ	約 160m (地上 32 階、地下 1 階)
主要用途	業務・商業施設、雨天時貯留池、熱供給関連施設、 駐車場等
駐車場台数	約 380 台
工事予定期間	平成 23 年度～平成 26 年度
供用開始予定	平成 26 年度

注) 1: 降雨時の雨水(下水)を一時貯留するための施設。(当該地区の下水道は、下水と雨水を同一の管路で水再生センターまで送水する合流式である。「雨水(下水)」とは、降雨時に大量の雨水が管路に流入するため、本来の汚水が相当量希釈されたものである。)ここでは、雨天時貯留池及びそれを維持管理するための機械室を備えた施設をあわせて雨天時貯留池という。

注) : 合築とは、利用目的の異なる施設を複合化、併設すること。本事業においては、地下部に公共公益施設である下水道事業の雨天時貯留池及び熱供給事業の熱供給関連施設、地上部に業務・商業施設及び駐車場等からなる民間のオフィスビルを併設する。

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.07422ppmであり、評価の指標(0.06ppm)を上回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による付加率は、32.7%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.07517mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による付加率は、18.5%である。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の過度な集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリングストップを周知徹底する等の措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.05359～0.05914ppmであり、すべての地点で評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による付加率は、0.82～1.63%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06422～0.06480mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による付加率は、0.07～0.15%である。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>【屋内駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.05345ppmであり、評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する屋内駐車場利用車両の走行による付加率は、0.30%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06373mg/m³であり、評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する屋内駐車場利用車両の走行による付加率は、0.06%である。</p> <p>【関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は0.05248～0.05866ppmであり、すべての地点で評価の指標(0.06ppm)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による付加率は、0.00～0.13%である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は0.06411～0.06477mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(0.10mg/m³)を下回る。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による付加率は、0.00～0.04%である。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 敷地境界における建設機械からの騒音レベル (L_5) の最大値は 73dB であり、評価の指標(「環境確保条例」に基づく「指定建設作業騒音の勧告基準」(80dB))を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 敷地境界における建設機械からの振動レベル (L_{10}) の最大値は 65dB であり、評価の指標(「環境確保条例」に基づく「指定建設作業振動の勧告基準」(70dB))を下回る。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】 工事用車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) は、2 ~ 3 及び 5 では 65 ~ 69dB(昼間)であり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間 70dB))を下回る。1 及び 4 では 71 ~ 72dB であり、評価の指標を上回るが、これらの地点では、現況においても基準値と同じ値か基準値を上回る値がみられ、現況と比較した工事用車両の走行による騒音の増加レベルは、0.2 ~ 0.4dB である。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行経路を分散し、適切な運行管理を行うとともに、エコドライブを周知徹底する等の措置を講じることにより、工事用車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】 工事の施行中における予測時間帯の振動レベル (L_{10}) の最大値は 46 ~ 58dB であり、すべての地点において評価の指標(「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間 65dB))を下回る。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>【設備機器の稼働に伴う騒音】 敷地境界における設備機器からの騒音レベルの最大値は 49dB であり、評価の指標(「環境確保条例」に基づく「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」(夜間 50dB))を下回る。</p> <p>【関連車両の走行に伴う騒音】 関連車両の走行に伴う騒音レベル (L_{Aeq}) は、2 ~ 3 及び 5 ~ 7 では昼間 65 ~ 68dB、夜間 59 ~ 63dB であり、評価の指標(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間 70dB、夜間 65dB))を下回る。1 及び 4 では昼間 70 ~ 71dB、夜間 67 ~ 68dB であり、評価の指標を上回るが、これらの地点では、現況においても基準値と同じ値か基準値を上回る値がみられ、現況と比較した関連車両の走行による騒音の増加レベルは、昼間、夜間とも 0.0 ~ 0.1dB である。 本事業の実施にあたっては、業務施設の関係者や商業施設の利用者に対して公共交通機関の利用を促進するとともに、車両の利用者にはエコドライブを周知徹底する等の措置を講じることにより、関連車両の走行に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>【関連車両の走行に伴う振動】 工事の完了後における予測時間帯の振動レベル (L_{10}) の最大値は、1 ~ 5 では昼間 45 ~ 57dB、夜間 41 ~ 54dB、6 では昼間 47dB、夜間 45dB、7 では昼間 51dB、夜間 43dB であり、すべての地点で、評価の指標(「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」(1 ~ 5 : 昼間 65dB、夜間 60dB、6 ~ 7 : 昼間 55dB、夜間 50dB))を下回る。</p>

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 地盤	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>本事業においては、帯水層（被圧帯水層）である東京層の砂礫層（Tog）及び江戸川層（Eds、Edg）より下の上総層群（Kc）がある T.P.約 - 28m 付近まで掘削を行うため、地下水の湧出あるいはボイリング等が懸念される。このため、遮水性と剛性の高いソイルセメント柱列壁（SMW）工法による山留壁を採用し、難透水層である上総層群（Kc）に達する T.P. 約 - 30m 以深まで山留壁を根入れする。なお、地下部の施工は、山留壁の変形が少なく安定性が高い逆打ち工法を採用する計画である。</p> <p>以上のことから、掘削工事における地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さいものと予測する。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴い、地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないものと考えられることから、地盤に係る評価の指標（「地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」）を満足するものと考えられる。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>本事業の地下構造物の建築（T.P.約 - 28～ - 21m）及び山留壁等（T.P. - 30m 以深）の構築により、被圧帯水層である東京層の砂礫層（Tog）及び江戸川層（Eds、Edg）（T.P.約 - 21～ - 12m）に改変を加えることとなる。しかし、計画地が位置する東京低地には、被圧帯水層を含む透水性の高い東京層の砂礫層（Tog）及び江戸川層（Eds、Edg）が計画地を含む周辺に広範囲に分布しており、さらに地下水の流れを阻害する地下構造物、山留壁等の設置される範囲は東京層の砂礫層（Tog）及び江戸川層（Eds、Edg）の範囲と比較して狭く、限られた範囲にとどまることから、地下構造物及び山留壁等による地下水の水位、地下水流動阻害による影響は小さいものと予測する。</p> <p>以上のことから、計画建物の存在による地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さいものと予測する。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴い、地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないものと考えられることから、地盤に係る評価の指標（「地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」）を満足するものと考えられる。</p>
4. 水循環	<p>【掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度】</p> <p>本事業においては、地下水の揚水を行わない。また、遮水性と剛性の高いソイルセメント柱列壁（SMW）工法による山留壁を採用し、難透水層である上総層群（Kc）に達する T.P.約 - 30m 以深まで山留壁を根入れし、帯水層からの地下水の湧出を抑制するため、山留壁周辺の水位を著しく低下することはないと考えられることから、評価の指標（「掘削工事等に伴う地下水の揚水により、計画地周辺の地下水の水位に著しい影響を及ぼさないこと」）を満足するものと考えられる。</p> <p>【地下構造物の存在等による地下水流況の変化の程度】</p> <p>本事業では、地下構造物の建築（T.P.約 - 28～ - 21m）及び山留壁等（T.P. - 30m 以深）の構築を計画しているが、計画地が位置する東京低地には、被圧帯水層を含む透水性の高い砂礫層（Tog）、江戸川層（Eds、Edg）が計画地を含む周辺に広範囲に分布しており、さらに地下水の流れを阻害する地下構造物、山留壁等の設置される範囲は、東京層の砂礫層（Tog）、江戸川層（Eds、Edg）の範囲と比較して狭く、限られた範囲にとどまることから、地下水は、地下構造物及び山留壁を回り込んで流れるものと考えられる。したがって、地下構造物及び山留壁等による地下水の水位低下、地下水流動阻害の影響は小さいと考えられることから、評価の指標（「地下構造物の存在等により、計画地周辺の地下水流況に著しい影響を及ぼさないこと」）を満足するものと考えられる。</p>

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 日影	<p>工事の完了後</p> <p>天空写真による予測結果では、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設である芝浦中央公園(B面及びC面)(1:計画地北側、2:計画地東側)における日影時間は増加するものの、冬至で約30分間～1時間10分間である。</p> <p>また、計画建物は日影の影響に配慮した配置とすることにより、冬至における1時間以上の日影が及ぶ範囲は、計画地敷地境界から約350mの範囲内である。その範囲は、準工業地域及び商業地域のうち日影規制の適用のない地域である。</p> <p>したがって、計画建物による日影の影響は、日影規制の適用地域まで及ばないことから、日影に係る評価の指標(「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制)に適合するものとする。</p>
6. 電波障害	<p>工事の完了後</p> <p>今後、新電波塔(東京スカイツリー)のテレビ電波の送信諸元が明らかになった時点で現況調査及び予測・評価を実施し環境保全のための措置を講じる予定である。</p> <p>また、本事業に起因する電波障害が発生すると想定される場合には、放送事業者をはじめ関係機関と協議の上、速やかに対応する。</p> <p>これらにより、評価の指標である、「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するよう努める。</p>
7. 風環境	<p>工事の完了後</p> <p>計画建物の建設によりランク3(事務所街相当)は現況の9地点から6地点に減少するが、ランク外が1地点増加すると予測される。対策として計画地内に植栽を施すことで、計画建物の建設により出現したランク外はランク3となり、ランク3の地点数も7地点と現況よりも減少していた。</p> <p>したがって、工事の完了後における風環境は、計画地内に植栽を行うことで、現況よりランク3は減少し、ランク外は変化しないことから、風環境に係る評価の指標(「強風の出現頻度に基づく風環境評価尺度」)を満足するものとする。</p>
8. 景観	<p>工事の完了後</p> <p>【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>下水道施設である雨天時貯留池の整備に併せ、その上部を利用して環境モデル都市の核となる環境配慮型の業務・商業系の高層ビルを合築で整備する。また、併せて計画地北側に緑地を整備し、水辺空間及び大規模な緑地の創出を図ることから、計画建物の出現による主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度は、評価の指標(「港区景観計画」(平成21年8月、港区)に定められた景観形成の方針である「地域の個性を活かした魅力ある街並みを育む」、「水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める」)に適合するものとする。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>計画地北西側及び北側を除く計画地周辺の代表的な眺望地点からは、計画建物が眺望される地点が多く、新たなランドマークとして認識される。よって、「東京都景観計画」(平成21年4月、東京都)に定められた景観形成の方針「都市部を中心とする風格のある景観の形成」に適合すると考える。</p> <p>したがって、計画建物の出現による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標(「港区景観計画」(平成21年8月、港区)に定められた景観形成の方針である「地域の個性を活かした魅力ある街並みを育む」、「水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める」)に適合するものとする。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後における計画建物の形態率は1.1～19.6%であり、3は評価の指標(「周辺建築物の影響を考慮した大規模建築物から受ける圧迫感と許容限界値に関する研究」(平成2年10月、日吉総一郎、武井正昭(日本建築学会大会学術講演梗概集))に示す形態率「周辺建物の高さに応じた形態率の許容限界値(11～15%)」)を上回っている。</p> <p>3については、計画建物の形態率は19.6%(地域全体でみると、現況から19.4%増加)であり、目安の11%を上回っているが、建物の外壁等の色彩や素材等について、周辺の街並みに配慮することから、圧迫感の低減が図られるものとする。</p>

表 4-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 自然との触れ合い活動の場	<p>本事業の実施にあたっては、工事の施行中は、利用可能な出入口は芝浦中央公園（B面）北端及び芝浦中央公園（A面）西側中央部に限られるが、芝浦中央公園（A面）西側中央部の出入口を利用することにより、芝浦中央公園（A面及びB面）内の歩行者動線に大きな影響はないと考えられる。また、工事中の粉じん、騒音・振動等により、芝浦中央公園（A面及びB面）利用の低下等が考えられるが、仮囲い等により、粉じんの飛散防止、騒音の防止に努め、仮囲いによる景色の遮へいについては、壁面に絵を描く等により、利用者への閉塞感を低減する計画である。</p> <p>工事の完了後は、現況と同様に、芝浦中央公園（A面）南側から芝浦中央公園（A面及びB面）内の通り抜けが可能となる。また、計画建物北側の覆蓋上に、既設の芝浦中央公園（A面）と連続した広いオープンスペースを整備し、風の道に配慮したまとまった緑や水辺空間を導入する計画である。</p> <p>以上のことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度は、評価の指標（「港区まちづくりマスタープラン」、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」等に示される目標）に適合するものとする。</p>
10. 廃棄物	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>【建設工事に伴う建設廃棄物の排出量（撤去構造物を含む）】</p> <p>撤去構造物の廃棄物排出量は26,746tと予測されるが、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材廃棄物については、可能な限り再利用または再資源化を図り、廃棄物排出量の削減に向けて適正な廃棄物処理を行うことから、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p> <p>建設工事に伴う廃棄物排出量は5,519tと予測されるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設リサイクル法」等に基づき、発生抑制を図るとともに、廃棄物の再資源化及び再利用等の促進を図ることから、関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p> <p>【建設発生土及び建設汚泥の排出量】</p> <p>掘削工事に伴い発生する建設発生土の排出量は約182,700m³と予測されるが、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外に搬出し、適正な処理を行うことから、建設発生土については、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p> <p>建設工事に伴い発生する建設汚泥の排出量は約42,700tと予測されるが、関係法令を遵守し、産業廃棄物の運搬・処分の許可を得た業者に委託して適正な処理・処分を行う計画であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすものとする。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>【計画建物の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量】</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物排出量は8,991kg/日と予測されるが、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき分別を行った後、専門の委託業者によって、可能な限り再資源化を行う。また、工事の完了後に発生する事業系一般廃棄物については「東京都廃棄物条例」等に基づき、分別回収を行い、再資源化及び再利用等の促進を図っていく計画である。</p> <p>したがって、施設の供用に伴う廃棄物については、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等に示される事業者の責務を果たすものとする。</p>

表 4-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 温室効果ガス	<p>工事の完了後</p> <p>計画建物における二酸化炭素排出量は約 18,230t-CO₂/年であり、二酸化炭素削減量は約 1,760t-CO₂/年、二酸化炭素削減率は約 8.8%と予測する。</p> <p>業務、商業施設及び駐車場においては、建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置、省資源化対策により温室効果ガスの発生量の削減に努め、温室効果ガスを使用する設備機器については、取り扱いに十分留意するなど温室効果ガスの排出抑制対策を講じる計画である。</p> <p>なお、エネルギー利用の低減率（ERR）は 35%以上、年間熱負荷係数（PAL）の低減率は 25%以上を達成する計画であることから、「東京都建築物環境配慮指針に基づく設備システムの評価」の段階 3（環境への負荷の低減に高い効果を有するもの）に相当する。</p> <p>したがって、本事業は、関係法令に定める「事業者の責務」、「環境確保条例」に示される「地球温暖化対策の推進」及び「港区地球温暖化対策地域推進計画」に示される「事業者の取組み」を実施していくことから、温室効果ガスに係る評価の指標（「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「省エネ法」、「省エネ・リサイクル支援法」及び「環境確保条例」（東京都）に示される「事業者の責務」、「環境確保条例」（東京都）に示される「地球温暖化対策の推進」、「港区地球温暖化対策地域推進計画」に示される「事業者の取組み」を満足すること）に適合するものと考えられる。</p>

5. 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の修正の経過及びその内容の概要は、表 5-1(1)～(3)に示すとおりである。

調査計画書に対する知事の審査意見書、周知地域区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

表 5-1(1) 修正の経過及びその内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
全般		
-	覆蓋	「人工地盤」の表記は、下水道施設用語である「覆蓋」に修正した。
3. 対象事業の内容の概略		
-	表 3-1 対象事業の内容の概略	事業計画の具体化に伴い、建築面積及び駐車場台数を最新の情報に修正した。また、雨天時貯留池の説明を整理した。
6. 対象事業の目的及び内容		
6.1 対象事業の目的	対象事業の目的	よりわかり易い表現に修正した。
6.2 対象事業の内容 (2) 事業の基本方針 整備方針	事業の基本方針 整備方針	よりわかり易い表現に修正した。
6.2 対象事業の内容 (3) 土地利用計画	図 6.2-3 土地利用計画	事業計画の具体化に伴い、土地利用計画図を最新の情報に修正した。
6.2 対象事業の内容 (3) 建築計画	表 6.2-2 建築計画の概要	事業計画の具体化に伴い、建築面積及び駐車場台数等を最新の情報に修正した。
6.2 対象事業の内容 (3) 駐車場計画	図 6.2-7 駐車場及び車路の配置 出入口位置及び数	事業計画の具体化に伴い、駐車場台数、交通動線を最新の情報に修正した。
6.2 対象事業の内容 (3) 熱源計画	図 6.2-9 熱供給施設の熱エネルギーの供給フロー	本事業では隣接建物への熱供給を行わない計画であるため、評価書案では記載しないものとした。
6.2 対象事業の内容 (3) 空調・換気計画	図 6.2-11(2) 駐車場給排気口の位置	事業計画の具体化に伴い、給排気口の位置図を最新の情報に修正した。
6.2 対象事業の内容 (3) 給排水計画	給排水計画	事業計画の具体化に伴い、給排水計画を最新の情報に修正した。
6.2 対象事業の内容 (3) 緑化計画	緑化計画	事業計画の具体化に伴い、緑化計画を最新の情報に修正した。
6.3 施工計画及び供用の計画 6.3.1 施工計画 (1) 工事工程	表 6.3-1 概略工事工程	工事計画の具体化に伴い、概略工事工程を最新の情報に修正した。
6.3 施工計画及び供用の計画 6.3.1 施工計画 (2) 施工方法及び建設機械	施工方法及び主な建設機械	工事計画の具体化に伴い、施工方法及び主な建設機械を最新の情報に修正した。
6.3 施工計画及び供用の計画 6.3.1 施工計画 (3) 工事用車両の発生集中交通量及び車両動線計画	工事用車両台数	工事計画の具体化に伴い、工事用車両台数を1日あたり片道最大 700 台から 741 台に変更した。

表 5-1(2) 修正の経過及びその内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
6. 対象事業の目的及び内容(つづき)		
6.3 施工計画及び供用の計画 6.3.2 供用の計画 (5)関連車両の発生集中交通量及び車両動線計画	関連車両の発生集中交通量	平成20年の「第5回東京都市圏パーソントリップ調査(交通実態調査)」(東京都市圏交通計画協議会)の公表に伴い、関連車両の発生集中交通量の算出の見直しを行い約6,000台/日(往復)から約2,300台/日(往復)に変更した。
7. 環境影響評価の項目		
7.1 選定した項目及びその理由	表 7.1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表 大気汚染の予測する事項 表 7.1-2 選定した項目及びその理由 大気汚染	本事業では上部ビルで使用するエネルギーは主に電気を計画していることから、「熱源施設の稼働に伴う大気質」の影響について予測する事項から除外した。
	表 7.1-2 選定した項目及びその理由 騒音・振動	本事業では低周波音を発生するおそれのある冷却塔は設置しない計画であることから、「設備機器の稼働に伴う低周波音」の影響について予測しない旨を記載した。
	表 7.1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表及び 表 7.1-2 選定した項目及びその理由 地盤	工事の完了後の環境影響要因を考慮し、工事の完了後における「地盤の変形の範囲及び変形の程度」の影響について予測する旨を記載した。
	表 7.1-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表及び 表 7.1-2 選定した項目及びその理由 水循環	知事の審査意見書等を踏まえ水循環の影響について予測する事項として選定した。
	表 7.1-2 選定した項目及びその理由 電波障害	工事計画の具体化に伴い、本事業の工事着工時期と新電波塔(東京スカイツリー)開業時期の表記を修正した。
7.2 選定しなかった項目及びその理由	表 7.2-1(1)選定しなかった項目及びその理由 悪臭	周知地域の区長意見等を踏まえ、覆蓋の基礎工事に伴う悪臭の状況等について追記した。
	表 7.2-1(1)選定しなかった項目及びその理由 水質汚濁	覆蓋の基礎工事の具体化に伴い、工事中の湧出水及び雨水の処理方法等について追記した。
	表 7.2-1(2)選定しなかった項目及びその理由 生物・生態系	周知地域の区長意見等を踏まえ、芝浦中央公園(A面及びB面)における生物・生態系への影響について追記した。

表 5-1(3) 修正の経過及びその内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
8. 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
8.3 地盤	調査手法	知事の審査意見書等を踏まえボーリング調査地点を追加した。
	予測手法	工事の完了後の環境影響要因を考慮し、工事の完了後における「地盤の変形の範囲及び変形の程度」を予測項目に追加し、予測・評価を行った。
8.4 水循環	全般	知事の審査意見書等を踏まえ水循環の影響について予測する事項として選定し、予測・評価を行った。
8.9 自然との触れ合い活動の場	既存資料調査	周知地域の区長意見等を踏まえ、既存資料に「港区生物現況調査(第2次)報告書」の資料を追加し、調査対象とした。
8.11 温室効果ガス	評価 評価の指標	周知地域の区長意見等を踏まえ、評価指標に「港区地球温暖化対策地域推進計画」を追加した。
11. その他		
11.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	表 11.1-1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	「下水道施設立体都市計画」を「下水道(都市施設)」に修正し、また、事業計画の具体化に伴い、「大規模小売店舗の新設に関する届出」を削除した。